

# 所得について

## ◆所得

所得とはその年の1月1日～12月31日までの収入金額から、その収入を得るために直接要した経費を差し引いた額をいいます。

### ・所得の種類と算出方法

番号	所得の種類	所得金額の算出方法
1	事業所得 (営業や農業をしている場合に生じる所得)	収入金額 - 必要経費
2	不動産所得 (地代・家賃など)	収入金額 - 必要経費
3	給与所得 (サラリーマンの給料、俸給など)	収入金額 - 給与所得控除額 (後述の計算方法をご確認ください)
4	雑所得 (公的年金など)	収入金額 - 公的年金等控除額 (後述の計算方法をご確認ください)
	雑所得 (原稿料や副業による収入)	収入金額 - 必要経費
4	雑所得 (個人年金などで他の所得にあてはまらないもの)	収入金額 - 必要経費
	雑所得 (個人年金などで他の所得にあてはまらないもの)	収入金額 - 必要経費
5	利子所得 (公債、社債、預貯金の利子など)	収入金額 = 所得金額
6	配当所得 (株式や出資の配当など)	収入金額 - 株式などの元本取得のために要した負債の利子
7	譲渡所得 (資産を売った場合に生じる所得)	収入金額 - 資産の取得のために要した必要経費 - 特別控除
8	一時所得 (生命保険等の一時金、満期返戻金など)	収入金額 - 必要経費 - 特別控除額

### ・非課税所得

下記のような所得は、収入金額の多少に関わらず非課税所得として区別され、市県民税の課税対象にはなりません。

- ・ 傷病者や遺族などが受け取る恩給、年金（障害年金・遺族年金）など
- ・ 雇用保険失業給付
- ・ 給与所得者の出張旅費、通勤手当（通勤手当は最高月額15万円まで）
- ・ 災害支援金、災害見舞金
- ・ 損害保険金、損害賠償金、慰謝料

### ・給与所得の計算方法

給与所得については、必要経費にかわるものとして「給与所得控除額」というものを差し引きます。給与所得控除額は収入金額により変動し、下記の表のように計算されます。子育てや介護を行っている方及び給与所得と公的年金等にかかる雑所得の両方がある方は、負担増が生じないような措置があります。（後述の「所得金額調整控除」をご確認ください）

※ 2ヶ所以上から給与の支払いを受けた場合は、合計した金額が「給与収入金額」です。

給与所得の計算表（令和3年度（令和2年分））から

給与収入金額 (A)	給与所得金額
0～550,999 円	0
551,000 円～1,618,999 円	(A) - 550,000 円
1,619,000 円～1,619,999 円	1,069,000 円
1,620,000 円～1,621,999 円	1,070,000 円
1,622,000 円～1,623,999 円	1,072,000 円
1,624,000 円～1,627,999 円	1,074,000 円
1,628,000 円～1,799,999 円	(B) × 2.4 + 100,000 円
1,800,000 円～3,599,999 円	(B) × 2.8 - 80,000 円
3,600,000 円～6,599,999 円	(B) × 3.2 - 440,000 円
6,600,000 円～8,499,999 円	(A) × 0.9 - 1,100,000 円
8,500,000 円以上	(A) - 1,950,000 円

## ・所得金額調整控除

(1) 前年の給与等の収入金額が 850 万円を超え、次のいずれかを有するものの総所得金額を計算する場合には、次の算式に相当する金額を、給与所得の金額から控除されます。

◎算式  $[\text{前年の給与等の収入金額 (1 千万円超の場合は1 千万円)} - 850 \text{ 万円}] \times 10\%$

> 特別障害者に該当するもの

> 年齢 23 歳未満の扶養親族を有するもの

> 特別障害者である同一生計配偶者若しくは扶養親族を有するもの

(2) 前年の給与所得控除後の給与等の金額及び公的年金に係る雑所得の金額があるもので、給与所得控除後の給与等の金額及び公的年金等に係る雑所得の金額の合計額が 10 万円を超えるものの総所得金額を計算する場合には、次の算式に相当する金額を、給与所得の金額から控除されます。

◎算式  $\text{前年の給与所得控除後の給与等の金額 (10 万円を限度)} + \text{前年の公的年金等に係る雑所得の金額 (10 万円を限度)} - 10 \text{ 万円}$

## ・公的年金に係る雑所得の計算方法

公的年金等の収入金額から公的年金等控除額を差し引いたものが雑所得になります。下記の表のように公的年金等に係る雑所得を計算します。

※年齢は収入のあった年の 1 2 月 3 1 日現在で判断します。

公的年金等に係る雑所得の計算表（令和 3 年度（令和 2 年分）から

年齢	公的年金等の収入額 (A)	公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額		
		1 千万円以下	1 千万円超 2 千万円以下	2 千万円超
65 歳 未満	130 万円以下	(A) - 600,000 円	(A) - 500,000 円	(A) - 400,000 円
	130 万円超～ 410 万円以下	(A) × 0.75 - 275,000 円	(A) × 0.75 - 175,000 円	(A) × 0.75 - 75,000 円
	410 万円超～ 770 万円以下	(A) × 0.85 - 685,000 円	(A) × 0.85 - 585,000 円	(A) × 0.85 - 485,000 円
	770 万円超～ 1,000 万円以下	(A) × 0.95 - 1,455,000 円	(A) × 0.95 - 1,355,000 円	(A) × 0.95 - 1,255,000 円
	1,000 万円超	(A) - 1,955,000 円	(A) - 1,855,000 円	(A) - 1,755,000 円
65 歳 以上	330 万円未満	(A) - 1,100,000 円	(A) - 1,000,000 円	(A) - 900,000 円
	330 万円以上～ 410 万円未満	(A) × 0.75 - 275,000 円	(A) × 0.75 - 175,000 円	(A) × 0.75 - 75,000 円
	410 万円超～ 770 万円以下	(A) × 0.85 - 685,000 円	(A) × 0.85 - 585,000 円	(A) × 0.85 - 485,000 円
	770 万円超～ 1,000 万円以下	(A) × 0.95 - 1,455,000 円	(A) × 0.95 - 1,355,000 円	(A) × 0.95 - 1,255,000 円
	1,000 万円超	(A) - 1,955,000 円	(A) - 1,855,000 円	(A) - 1,755,000 円

※年齢は収入のあった年の 1 2 月 3 1 日現在で判断します。

## 注意

・ここに記載されている内容については、令和 3 年度（令和 2 年分）以降の所得に係るものです。令和 2 年度（令和元年度）以前の所得については、制度や計算式等が異なりますのでご注意ください。